

指定統計調査の承認等の状況

(平成20年9月分)

平成20年10月20日
政策統括官(統計基準担当)

1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
港湾調査 (7条2項)	国土交通大臣	承認事項の変更 平成20年5月の「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」(昭和52年法律第54号)の改正に伴う、以下の変更を行う。 引用されている法律名の変更(「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」へ変更)。 電子情報処理組織による税関長への申告等の根拠規定の変更(「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条第1項」から「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」に変更)。	20.9.18

(注) 本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。